

## 手数料の見直し（案）

事務の名称	浄化槽法関係事務
-------	----------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。  
県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

（単位：円）

手数料の名称	単位	料金		
		改定前	改定後（案）	改定見込額
浄化槽工事業登録申請手数料	件	33,000	<u>33,100</u>	100
浄化槽工事業更新登録申請手数料	件	26,000	<u>26,200</u>	200
浄化槽工事業者登録簿謄本交付手数料	通	680	<u>690</u>	10
浄化槽工事業者登録簿閲覧手数料	回	430	430	0